



島根県報

令和4年4月26日（火）

号外 第 5 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示**島根県告示第379号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	津和野田万川線	鹿足郡津和野町田二穂38番1地先から同227番1地先まで	前	メートル 6.57～ 18.06	メートル 232.79	益田県土整備事務所津和野土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	メートル 6.57～ 23.82	メートル 232.79		

島根県告示第380号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三隅井野長浜線	浜田市三隅町三隅1099番1地先から同1101番2地先まで	メートル 27.53	令和4年 4月26日	浜田県土整備 事務所	
〃	浜田八重可部線	浜田市後野町2495番2地先から同632番1地先まで	101.26	令和4年 4月26日		